

横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について（案）

横浜市市民活動運営支援事業部会

■部会長は、部会の委員及び専門委員の互選により定めます。

氏名	所属等
井川 文作	横浜信用金庫業務推進部
清水 靖枝	長屋門公園歴史体験ゾーン事務局長
※ 時任 和子	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
※ 松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
名和田 是彦	法政大学法学部教授

※は委員長が指名する委員 任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

横浜市市民活動支援センター事業部会

氏名	所属等
部会長 坂口 緑	明治学院大学社会学部教授
木下 勇	千葉大学大学院園芸学研究科教授
※ 田邊 裕子	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
鈴木 やよい	特定非営利活動法人横浜市民アクト理事
山根 誠	特定非営利活動法人親がめ理事長

※は委員長が指名する委員 任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

横浜市市民協働条例施行規則（抜粋）

（部会）

第9条 市民協働推進委員会に、横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民活動支援センター事業部会を置く。

2 横浜市市民活動運営支援事業部会は、市民公益活動を行う市民等に対する財政的支援に関し必要な事項を調査審議する。

3 横浜市市民活動支援センター事業部会は、市民公益活動を行う市民等に対する活動場所の提供等に関し必要な事項を調査審議する。

4 各部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。

（第5項及び第6項省略）

(専門委員)

第10条

2 専門委員は、学識経験のある者、市民公益活動を行う市民等の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(第1項及び第3項から第4項省略)

横浜市市民協働推進委員会部会運営要領 (抜粋)

(所掌事務)

第2条 部会は、次の部会とし、市民公益活動に係る次のそれぞれの事項について調査審議する。

(1) 市民活動運営支援事業部会

- ア 横浜市市民活動推進ファンドの団体登録に関すること
- イ 横浜市市民活動推進ファンドの助成金の交付に関すること
- ウ その他、横浜市市民活動推進ファンドの活用に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること

(2) 市民活動支援センター事業部会

- ア 横浜市市民活動支援センター事業の市民活動共同オフィスに関すること
- イ 横浜市市民活動支援センター事業の自主事業に関すること。
- ウ その他、横浜市市民活動支援センター事業に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること